（登録の取消し等）

第二十六条　国土交通大臣は、登録証明事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録証明事業実施機関が行う登録証明事業の登録を取り消し、又は期間を定めて登録証明事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十六条各号（第二号を除く。）に該当するに至ったとき。

二　第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　第二十八条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により第十四条第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第二十七条　登録証明事業実施機関は、登録証明事業に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　登録試験の試験年月日

二　登録試験の試験地

三　登録試験の受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四　登録試験の合格年月日

五　証明年月日

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録証明事業実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録証明事業実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録証明事業の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録証明事業実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一　登録試験の受験申込書及び添付書類

二　終了した登録試験の問題及び答案用紙

（報告の徴収）

第二十八条　国土交通大臣は、登録証明事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録証明事業実施機関に対し、登録証明事業の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第二十九条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第十四条第一号の登録をしたとき。

二　第十八条第一項の規定により登録の更新をしたとき。

三　第二十条の規定による届出があったとき。ただし、試験委員に関する事項は除く。

四　第二十二条の規定による届出があったとき。

五　第二十六条の規定により登録を取り消し、又は登録証明事業の停止を命じたとき。

（新設）

（新設）

（新設）